

公共交通事業者運行継続支援金について（議案第99号資料）

1 目的

原油価格をはじめとする物価高騰の影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、運行継続支援金を交付することで事業継続を図り、もって市民の日常生活における移動手段の確保に資することを目的として実施する。

2 財源

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源とする。

3 支援対象者

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する公共交通事業者を対象とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受け、以下のいずれかに該当する事業者
 - ・乗合バス事業者：市内に営業所を有する事業者
 - ・タクシー事業者：市内に本店、支店又は営業所を有する法人及び市内に住所を有する個人（福祉輸送事業のみを行う者を除く。）
- (2) 令和5年4月1日において市内で事業を営み、今後も事業を継続する意思を有すること。

4 支援内容

- (1) 乗合バス事業者
基礎額50万円＋バス車両数×10万円（1事業者当たり上限200万円）
- (2) 法人タクシー事業者
基礎額30万円＋タクシー車両数×2万円（1事業者当たり上限100万円）
- (3) 個人タクシー事業者
1事業者当たり5万円

5 申請受付期間

令和6年1月中旬から3月8日（金）までを予定

6 補正予算額内訳

8 款土木費 1 項土木管理費 2 目交通対策費 18 節負担金、補助及び
交付金

内訳	補助金額	事業者数	合計
乗合バス事業者	200万円	2	400万円
法人タクシー事業者	100万円	4	400万円
個人タクシー事業者	5万円	93	465万円
補正予算額			1,265万円

担当課 都市整備部交通企画課